

4 特許法第八十四条の十二第一項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第八十四条の十二第一項中「第九十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(実用新案登録要件の特例)

第四十八条の九 第二条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第二条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願(第四十八条の四第三項又は特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。)であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十

一条に規定する「国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第四十九条第一項第一号中「消滅」の下に、「回復」を加える。

第五十条の二中「ついでに」の下に「第十二条第三項」を加え、「(第四十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四十五条」を「第四十五条第一項」に、「第一百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十二条第二項第五号」を「第百九十二条第二項第四号」に改める。

第五十三条第二項中「第五号及び第七号から第九号まで」を「第四号から第六号まで、第八号及び第九号」に改め、同項後段を削る。

第五十四条第一項第一号中「の規定若しくは第三十二条第三項」を、「第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条」に改める。

第六十二条中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第

三項」に改める。

別表第三号中「第四十八条の十四第一項」を「第四十八条の十六第一項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする」に改める。

第十条の二第三項ただし書中「第二項」の下に「(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十三条第三項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第十三条の二第一項中「第八十四条の十六第四項」を「第八十四条の二十第四項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改める。

第十五条第一項中「及び」を「、」に改め、「手続」の下に「及び第四十三条の二(パリ条約の例に

よる優先権主張」を加え、「同条第二項」を「同法第四十三條第二項」に改める。

第十九條中「第六十三條」を「第五十二條」に、「第六十五條」を「第五十四條」に改める。

第三十四條第三項中「若しくは第四項」を削り、「に従つて」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同條に次の一項を加える。

4 前條第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は實用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は實用新案権が消滅したときは消滅する。

第二十八條中「登録意匠」を「業として、登録意匠」に、「業として製造し讓渡し貸し渡し讓渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、讓渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその讓渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第四十四條の次に次の二條を加える。

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四條の二 前條第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに

帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

（回復した意匠権の効力の制限）

第四十四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十六条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第五十五条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第五十八条第一項中「（再審の請求期間）並びに第七百七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）」を「及び第七百七十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特許法第七百七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十条の二中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第六十一条第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第六十六条第二項第一号中「除く。」の下に「又は回復（第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）」を加え、同項第二号及び第三号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第四号中「訴」を「訴え」に改める。

第六十八条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第七十五条中「第五十八条第一項において準用する特許法第七十四条第二項において、又は」を削り、「第三項において、」の下に「又は同条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において、」を加える。

（商標法の一部改正）

第五条 商標法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加え、同項第五号中「若しくはパリ条約の同盟国の政府若しくは」を「又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の政府又

は」に改め、同項に次の一号を加える。

十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

第四条第三項中「又は第十五号に該当する」を、「第十五号又は第十七号に該当する」に、「それぞれ同項第八号、第十号又は第十五号」を「当該各号」に改める。

第九条第一項中「、パリ条約の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、「以外の国」を「若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国」に改める。

第十条第三項中「及び第二項」の下に「（第十三条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条第一項中「及び第四十三條」を、「第四十三條及び第四十三條の二」に、「同条第二項」を

「同法第四十三條第二項」に改める。

第十五條第四号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機關の加盟国」を加える。

第四十四條第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「(在外者にあつては、二月)」を加える。

第四十七條中「第四條第一項第十号」の下に「若しくは第十七号」を加える。

第五十三條の二中「同盟国」の下に「若しくは世界貿易機關の加盟国」を加える。

第六十三條の二中「第七十七條第六項」を「第七十七條第七項」に改める。

第六條 商標法の一部を次のように改正する。

第九條の三の次に次の一條を加える。

第九條の四 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十六條の十二(第五十五條の二第二項若しくは第三項(第六十條の二第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと商標権の設定の登録があつた後に認められたとき

は、その補正がされなかつた商標登録出願について商標登録がされたものとみなす。

第十三条第一項中「第四十条、」を削る。

第十六条第四項を次のように改める。

4 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第十六条の二の次に次の十条を加える。

第十六条の三 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十六条の十二の規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第四十四条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による却下の決定があつた場合に準用する。

(登録異議の申立て)

第十六条の四 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に登録異議の申立てをすることが出来る。ただし、その商標登録出願が第十六条第一項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、登録異議の申立てをすることができない。

2 登録異議の申立てをするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した登録異議申立書を提出しなければならぬ。

第十六条の五 登録異議の申立てをした者は、前条第一項に規定する期間の経過後二十日を経過した後には、登録異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第十六条の六 審査官は、登録異議の申立てがあつたときは、登録異議申立書の副本を商標登録出願人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第十六条の七 審査官は、第十六条の五の規定により登録異議申立書について補正をすることが出来る期

間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その登録異議の申立てについて決定をしなければならぬ。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を登録異議申立人に送付しなければならない。

4 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十六条の八 特許法第四百四十六条、第四百五十条、第四百五十一条、第四百六十九条第三項から第六項まで及び第四百七十条の規定は、登録異議の申立ての審査に準用する。

第十六条の九 審査官は、第十六条の七第一項の決定をした後、その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

第十六条の十 審査官は、二以上の登録異議の申立てがあつた場合において、一の登録異議の申立てについて審査した結果その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第十六条の七第一項の規定にかかわらず、他の登録異議の申立てについては、同項の決定をすることを要しな

い。

2 特許庁長官は、前項の規定により第十六条の七第一項の決定をすることを要しないときは、その登録異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定を贈本を送付しなければならない。

(登録異議の申立てがなかつた場合の査定)

第十六条の十一 審査官は、第十六条の四第一項に規定する期間内に登録異議の申立てがなかつたときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(出願公告決定後の補正)

第十六条の十二 商標登録出願人は、出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達があつた後に、次条において準用する特許法第五十条の規定による通知を受けたとき、又は登録異議の申立てがあつたときは、同条又は第十六条の六の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は登録異議の申立ての理由に示す事項について、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができる。ただし、その補正は、これらの要旨

を変更するものであつてはならない。

第十七条中「及び第五十四条から第六十五条まで（補正の却下、特許異議の申立て、査定的方式、出願公告決定後の補正及びび」を、「第五十二条（査定の方式）及び第五十四条（」に改め、同条後段を削る。

第十七条の二第二項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第二十二條中「第六十二条」を「第五十二条」に改める。

第三十二條第一項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第五十五条の二に見出しとして「（拒絶査定に対する審判における特則）」を付し、同条中「特許法第五十四条及びび」を「第十六條の三及びび」に、「特許法第五十四條第一項中「第六十四條」とあるのは「第六十四條（商標法第五十六條第一項において準用する特許法第五十九條第二項及び第三項）」を「第十六條の三第一項中「第十六條の十二」とあるのは「第十六條の十二（第五十五条の二第二項及び第三項）」に改め、同條に次の五項を加える。

2 第十六條の十二及び特許法第五十條の規定は、第四十四條第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

- 3 第十六条、第十六条の四から第十六条の七まで及び第十六条の九から第十六条の十二までの規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第十六条の五第二項中「特許庁長官」とあり、及び第十六条の六中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。
 - 4 第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その商標登録出願について既に出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、更に出願公告をすることなく、審決をしなければならぬ。
 - 5 第三項において準用する第十六条の四の申立てがあつたときは、第四十四条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。
 - 6 次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の審決をするときは、第三項の規定は、適用しない。
- 第五十六条第一項中「第百五十九条第二項から第五項まで、第六十条」を「第六十条第一項及び第二項」に改める。

第六十一条第一項中「第七百七十四条第二項及び第四項」を「第七百七十四条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項を削る。

第六十二条第一項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第六十八条の二ただし書を次のように改める。

ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、第十六条の十二（第五十五条の二第二項若しくは第三項（第六十条の二第一項（前条第五項において準用する場合を含む。）又は前条第四項において準用する場合を含む。）又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができるときを除き、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができない。

第六十九条第一項中「特許法第二百二十五条」を「同法第二百二十五条」に、「第六十一条第一項」を「第六十一条」に、「第七百七十四条第二項」を「第七百七十四条第三項」に、「第七百七十四条第三項」に、「第七百七十四条第二項において準用する同法第九十三条第二項第五号」を「第七百七十四条第二項第五号」に改める。

第七十五条第二項を次のように改める。

2 商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- 一 出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願の放棄、取下げ若しくは無効
 - 二 出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継
 - 三 出願公告後における第十六条の二第一項（第五十五条の二第一項（第六十条の二第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定
 - 四 出願公告後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の補正
 - 五 商標権の消滅（存続期間の満了によるものを除く。）
 - 六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決
 - 七 第六十三条第一項の訴えについての確定判決
- 第七十六条第一項第二号中「第十七条の二第二項」を「第十六条の五第二項（第五十五条の二第三項（第六十条の二第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第四項におい

て準用する場合を含む。)又は第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の二第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。))に改める。

第七十七条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「第四十五条第一項」との下に「、同法第五条第二項中「審判長」とあるのは「審判長又は審査官」とを加える。

第八十三条中「第五十六条第一項」を「第十六条の八(第六十八条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第五十六条第一項」に、「第十七条(第六十八条第二項において準用する場合を含む。))において準用する特許法第五十九条において、第六十一条第一項」を「第六十一条」に、「同法第七十四条第二項」を「特許法第七十四条第三項」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「若八第二項」を削る。

第九条第二項及び第九条ノ二第二項を削る。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を削り、第二号を第三号とし、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

第六条中第四号を第六号とし、第二号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 図面(図面の中の説明に限る。)及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないとき。

第六条に第一号として次の一号を加える。

一 願書が日本語又は第三条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

(不正競争防止法の一部改正)

第九条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中特許法第三十条第三項の改正規定、第五条の規定(商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十二条の二の改正規定を除く。)及び第九条の規定 平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)のいずれか遅い日

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定(「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る。)、同

法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第五十条の二の改正規定（「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に、「第九十二条第二項第五号」を「第九十二条第二項第四号」に改める部分に限る。）、同法第五十二条第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定（「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に改める部分に限る。）、第四条中意匠法第十三条第三項、第十条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定、平成八年一月一日

三 第七条の規定（弁理士法第五条の改正規定を除く。） 発効日

（パリ条約の例による優先権についての経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十一条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法（以下

「新商標法」という。）第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、発効日が平成七年七月一日後となったときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

（原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願（特許をすべき旨の査定の際の送達があったものを除く。）であつて、当該特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明が記載されていたものの出願人は、この法律の施行の日から六月以内に限り、当該発明に関する事項について願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ

る。

2 前項の規定による補正は、出願公告をすべき旨の決定の際の送達前にした補正とみなす。

3 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての特許権については、この法律の公布の日前に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

4 新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

(存続期間の延長についての経過措置)

第四条 新特許法第六十七条第一項の規定は、この法律の施行前に存続期間(存続期間の延長登録に係る特許権にあっては、当該延長登録前の存続期間)が満了した特許権及び特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(第三項において「昭和六十年旧特許法」という。)第七十五条第一項の独立の特許権(以下単に「独立の特許権」という。)については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する存続期間の延長登録に係る特許権(独立の特許権を除く。)であって、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの当該延長登録後の存続期間がその特許出願の日から二十年に満たないときは、その存続期間はその特許出願の日から二十年をもって終了するものとする。

3 この法律の施行の際現に存する独立の特許権についての昭和六十年旧特許法第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「原特許権の残存期間」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(平成六

年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行前に原特許権が無効にされなかつたもの又は消滅しなかつたものとして、改正法第一条の規定による改正後の特許法第六十七条第一項並びに改正法附則第四条第一項及び第二項の規定を適用した場合における原特許権の残存期間」とする。

4 新特許法第六十八条の二の規定は、第二項の規定により特許権の存続期間が延長された場合及び前項の規定により存続期間の延長登録に係る独立の特許権であつて、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの存続期間が延長された場合に準用する。

5 第二項に規定する特許権又は前項に規定する独立の特許権に係る原特許権の存続期間の延長登録に係る新特許法第二百二十五条の二第一項の審判については、同項第二号中「期間を超えているとき」とあるのは、「期間を超えたことにより、その特許権又はその特許権の追加の特許権で独立の特許権となつたものが特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）の施行の際存することとなつたとき」とする。

第五条 新特許法第六十七条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定により存続期間が延長された特許権であつて、この法律の施行がないとした場合にその存続期間が平成七年七月一日から同月二十九日まで

に満了したものの翌年（同月二日から同月三十日まで）に始まる年をいう。）分の特許料の納付については、新特許法第百八条第二項中「前年以前」とあるのは、「平成七年七月二十日まで」とする。

2 この法律の施行の際現に存する特許権であつて、その存続期間がこの法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

3 新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。
（明細書又は図面の補正等についての経過措置）

第六条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面についての補正並びに補正に係る拒絶の査定及び特許の無効並びにこの法律の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面についての訂正及び訂正に係る特許の無効については、なお従前の例による。

2 新特許法第三十六条、第三十七条、第四十九条第四号及び第二百二十三条第一項第四号の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例

による。

3 新特許法第十二条の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したものと又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権には、適用しない。

（外国語特許出願等についての経過措置）

第七条 この法律の施行前にした外国語特許出願（旧特許法第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。）の翻訳文及びこの法律の施行前にした外国語特許出願に係る特許についての審判又は再審については、新特許法第六条、第八十条第一項、第八十四条の四第二項から第四項まで、第八十四条の六第二項及び第三項、第八十四条の九第二項、第八十四条の十八並びに第八十四条の二十第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願（第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみ

なされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。)が、新特許法第二十九条の二又は新实用新案法第三条の二に規定する他の特許出願又は实用新案登録出願である場合における新特許法第二十九条の二又は新实用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第八十四条の十三(新特許法第八十四条の二十第六項において準用する場合を含む。)及び新实用新案法第四十八条の九(新实用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語实用新案登録出願が、旧特許法第四十二条第一項又は旧实用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における新特許法第二十九条の二又は新实用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第八十四条の十五第三項(新特許法第八十四条の二十第六項において準用する場合を含む。)及び新实用新案法第四十八条の十第三項(新实用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であつて、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつたもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法（以下「新々特許法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特許出願の日が、第二条及び次条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があつた出願公告のすべてが終了する日前である特許出願についての新々特許法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は出願公告が」とする。

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。次項及び次条第四項において「昭和六十二年改正法」という。）の施行前にした特許出願に係る特許についての新々特許法第百十三条の規定による特許異議の申立てについては、同条、新々特許法第百二十条第二項及び新々特許法第百二十条の三第二項において準用する新々特許法第百五十五条第三項中「請求項」とあるのは、「発明」とする。

4 昭和六十二年改正法の施行前にした特許出願に係る特許について新々特許法第百十三条の規定による特

許異議の申立てをする者が納付しなければならない手数料については、新々特許法別表第十一号中「一件につき八千七百円に一請求項につき千円」とあるのは、「一件につき五千円に一発明につき五千円」とする。

(平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置)

第九条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下この条において「平成五年旧実用法」という。）及び平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法（次項において「平成五年旧特許法」という。）の規定にかかわらず出願公告はしないものとし、新々特許法第五十条の規定を準用する。

2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第五章の規定を

当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。

3 第一項に規定する実用新案登録出願に係る実用新案権の存続期間については、平成五年旧実用法第十五条第一項中「出願公告の日」とあるのは、「その設定の登録の日」とする。

4 第二項において準用する新々特許法第一百三十二条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあっては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する新々特許法第一百八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 新々特許法第七章の規定は、第二項において準用する新々特許法第一百四十四条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。

6 第二項において準用する新々特許法第一百三十二条の規定による登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号。以下「改正法」という。）

附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において準用する特許法第五十九条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第百六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九條（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、新実用新案法第四十五条第一項において準用する新特許法第七十二条第二項並びに新実用新案法第四十五条第二項及び第五十四条第一項の規定を除き、なお従前の例による。

2 実用新案登録出願の日が、第二条及び前条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があった出願公告のすべてが終了する日前である実用新案登録出願についての新実用新案法第三条の二の規定の適用については、同条中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「出願公開」とあるのは「出願公開又は出願公告」とする。

3 新実用新案法第三十三条の二の規定は、旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権には、適用しない。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第十一条 新意匠法第四十四条の二の規定は、第四条の規定による改正前の意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権には、適用しない。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願であつて、この法律の公布の日後にしたものについての新商標法第四条第一項第十七号の規定の適用については、同条第三項中「商標登録出願の時」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和六十年旧特許法の一部改正)

第十五条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第一項の表中

第十九年及び第二十年	毎年一発明につき二十五万八千四百円
------------	-------------------

を

第十九年か 二十一年ま	第十九年か 第二十二年 第二十五年
----------------	-------------------------

ら第 で	毎年一発明につき二十五万八千四百円
から まで	毎年一発明につき七十一万六千八百円

に改める。

（昭和六十二年改正法の一部改正）

第十六条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九年

附則第三条第三項の表中

第十九年及び第 二十年	毎年三十五万八千四百円に一発明につ き三十五万八千四百円を加えた額
----------------	--------------------------------------

を

二十一年	第二十二	第二十五
------	------	------

から第 まで	毎年三十五万八千四百円に一発明につ き三十五万八千四百円を加えた額
年から 年まで	毎年七十一万六千八百円に一発明につ き七十一万六千八百円を加えた額

に改める。

(特許法施行法の一部改正)

第十七条 特許法施行法(昭和三十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「新法第五十二条第一項」を「特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第

二条の規定による改正前の特許法第五十二条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号(六)中「第五十五条第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十九条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第五十一条第五項(同法第百五十九条第三項(同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び同法第百六十二条第三項において準用する場合を含む。)」を「第六十六条第五項」に改める。